

産学共同研究等事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

事業者の研究開発等を促進するため、事業者が実施する大学又は研究機関との共同開発等の委託等を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
大学又は研究機関との新技術、製品、サービス、試作品等の開発、及び大学又は研究機関への設計又は計測等の委託等	事業者	1 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。 2 みなし同一事業者間での事業でないこと。

- ※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。
- ※ 研究機関とは、科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）第 2 条で定める「研究機関」として文部科学大臣が指定する機関、国又は地方公共団体（中小企業支援法第 7 条に規定する指定法人及び独立行政法人通則法に規定する独立行政法人を含む。）が設置し、及び運営する又は指定する機関並びに大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 10 年法律第 52 号）第 4 条の規定により実施計画が承認された事業者をいう。
- ※ 国・県等の補助金と併用することはできません。
- ※ みなし同一事業者とは、代表者及び住所が同じ事業者、主要株主及び住所が同じ事業者並びに資本関係にある事業者をいう。
- ※ みなし同一事業者間での事業とは、みなし同一事業者への計測等の委託をいう。

3. 助成内容

助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
対象経費に 100 分の 50 を乗じて得た額以内	1 の年につき 50 万円	1 委託料 2 手数料 3 設備等リース料 4 その他必要と認める費用（寄附金を除く）

- ※ 助成金算定額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。
- ※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

交付申請期限
助成対象事業の完了した日から 90 日以内 （実質的に当該事業を終えた日及び支払いの日のうち、遅い日から 90 日以内）

- ※ 1 の申請に複数の事業を含む場合は、それぞれの事業が完了した日のうち最も早い日から 90 日以内が申請期限
例：事業 A（4 月 10 日完了）、事業 B（5 月 10 日完了）をまとめて申請する場合、申請期限は 4 月 10 日から 90 日以内

5. 助成金の申請手順及び提出書類

手 続	提 出 書 類	
事業の着手 ↓ 事業の完了 ↓ 助成金の交付申請 ↓ 交付決定通知書受理 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ 助成金請求書提出 ↓ 助成金の交付		
	交付申請時の提出書類	備 考
	助成金交付申請書	【第 6 号様式】
	事業内容報告書	【市様式】
	市税等調査承諾書	【市様式】※要代表者印
	交付申請時アンケート調査	【市様式】
	個人事業主チェックシート	【市様式】※個人事業主のみ
	委託契約書の写し	左記がない場合は、請求書などの、事業の投資内容を証する書類の写し
	領収書の写し	左記がない場合は、銀行振込確認書などの、事業の支出を証する書類の写し
	その他	上記書類以外に必要と認めた場合は、追加書類の提出を求める場合がある。
	助成金請求時の提出書類	備 考
	請求書	【第 13 号様式】
	助成金交付決定通知書の写し	

6. 備考

この要領は、春日井市商工業振興条例施行規則（昭和 62 年春日井市規則第 19 号）別表第 3（第 5 条関係）に定める産学共同研究等事業助成金の取扱について必要な事項を定めるものとする。

7. 問い合わせ

春日井市産業部企業活動支援課

電 話 0 5 6 8－8 5－6 2 4 7

F A X 0 5 6 8－8 4－8 7 3 1

メー ル kigyo@city.kasugai.lg.jp